

長期優良住宅に係る手数料（単位：円）

※令和8年10月1日申請分から

住宅の区分	棟の総住宅数	確認書等※ ¹ あり			左記以外		
		新築	増改築	建築行為を伴わない※ ²	新築	増築等	建築行為を伴わない※ ²
一戸建ての住宅		8,700	13,100		44,800	67,200	
共同住宅等 （長屋、併用住宅を含む）	5戸以内	16,700	25,100		108,000	162,000	
	5戸を超え10戸以内	28,800	43,200		174,000	261,000	
	10戸を超え25戸以内	44,500	66,700		344,000	516,000	
	25戸を超え50戸以内	77,300	115,000		627,000	940,000	
	50戸を超え100戸以内	126,000	189,000		1,091,000	1,637,000	
	100戸を超え200戸以内	210,000	316,000		2,021,000	3,032,000	
	200戸を超え300戸以内	263,000	394,000		2,895,000	4,342,000	
	300戸を超えるもの	289,000	432,000		3,545,000	5,317,000	

※1. 登録住宅性能評価機関の交付する「確認書」又は長期使用構造等の確認結果について記載のある住宅性能評価書

※2. 令和4年10月1日からの長期優良住宅維持保全計画の申請手数料

- ・ 変更申請
上記の表の1/2
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項（譲受人決定）
2,100円
- ・ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条（地位の承継）
2,100円